

No. 17 先例を参照した議会運営の廃止について

【提案趣旨】

先例を廃止し、必要なルールは正式に規則に明記することとしてはどうか。

【関係規定】

先例 287

先例は、議会運営委員会で協議し、議長が決定する。

議会運営の実際（地方議会研究会編著）抜粋

- 先例とは、当該議会における慣行を当該議会の規範として認知したものを指します。議会は多数の議員が意見を交換する場であり、その運営は千変万化します。これに対し地方自治法、委員会条例、会議規則、会議原則等は千変万化する議会について詳細に規定していません。このため法令等が規定していない事項については、当該議会がその方法を決め、それを繰り返すことにより同種の事項については同じ対応とする慣行ができます。議員がこの慣行を尊重しますので、法令等に準ずる効力を持ちます。これが先例の基本です。

- 先例には次の3つの役割があります。
 - 1 法令、会議原則、行政実例等で明記されていない事項を補完する。
 - 2 法令等の解釈、運用に疑義があるとき統一する。
 - 3 議会運営で参考となる事例を集約する。